

城野駅北地区（　街区）まちづくり基本計画協定（案）

北九州市(以下「甲」という。)と〇〇〇「以下「乙」という。」は、城野駅北地区（　街区）のまちづくり（以下「本事業」という。）に関し、次のとおり基本計画協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、乙が本事業の計画地となる土地（以下「本件土地」という。）を取得したことを受け、本事業に甲乙の相互協力その他の必要な事項について定めることにより、本事業を確実かつ円滑に実施することを目的とする。

(双方の責務)

第2条 甲及び乙は、相互に協力して、本事業の実施に最大限の努力を払うとともに、本協定の定めに従い、それぞれ誠実に対応するものとする。

(整備条件及び事業計画書)

第3条 乙は、本事業の実施にあたり、甲が定めた整備条件及びこれに基づき乙が提案し甲と合意した事業計画を遵守するものとする。

(工事の着手時期)

第4条 乙は、本件土地の所有権を取得した日から2年を経過する日までに、前条の事業計画書に基づく工事を着手しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該工事に着手できないことについて、その理由を記載した書面を甲に提出して、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(関係者との連携)

第5条 乙は、本事業の実施にあたり、甲及び独立行政法人都市再生機構九州支社並びに本事業の関係者と連携して取り組むものとする。

(秘密の保持)

第6条 甲及び乙は、本事業に関して知り得た相手方の秘密を、事前に相手方の承諾を得ることなく第三者に開示してはならず、また本協定の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、裁判所により開示が命ぜられた場合、乙が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合、及び法律、政令、規則、条例上の要請により開示する場合には、この限りでない。

(本協定の有効期間等)

第7条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から10年間とする。

2 乙は、本協定の効力を、本件土地の全部又は一部について、所有権を移転する者又は借地権を設定する者に、継承させる措置を取るものとする。

(本協定及び事業計画書の変更)

第8条 本協定の規定及び第3条の事業計画書については、甲及び乙の書面による合意によらなければ変更することができない。

(勧告)

第9条 甲は、乙が第3条の整備条件及び事業計画書を遵守していないと認めるときは、乙に対し、必要な勧告をすることができる。

(公表)

第10条 甲は、乙が、正当な理由がないのに、前条の勧告に従わないときは、乙の名称及びその旨を公表することができる。

2 甲は、前項の公表をするときは、あらかじめ乙に意見を述べる機会を与えなければならない。

(疑義の決定)

第11条 本協定に関し疑義のある事項又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

「甲」 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市長

「乙」 住 所
氏名